

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 弁護士 小野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年8月5日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アシックス
証券コード	7936
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	テンプレートン・インベストメント・カウンセラー・エルエルシー
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、フォート・ローダデル、セカンドストリート、サウスイースト300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-6271-9900

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ・コープ
住所又は本店所在地	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、スイート1200、ヤング・ストリート5000
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-6271-9900

3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァー・ル7
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-6271-9900

4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ(アジア)リミテッド
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-6271-9900

5【提出者(大量保有者)/5】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	フランクリン・アドバイザーズ・インク

住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94403-1906、カリフォルニア州、サン・マテオ、ワン・フランクリン・パークウェイ
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-6271-9900

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年7月31日
訂正箇所	平成26年8月5日付で変更報告書No.1を提出いたしましたが、記載に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

(訂正前)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の26第2項第2号

(訂正後)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の26第2項第1号